

平成25年（東）第1479号ほか 浪江町原発ADR集団申立事件

申立人 ほか

相手方 東京電力株式会社

## 回 答 書

平成26年5月26日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら復代理人 弁護士 日 置 雅 晴

同 弁護士 濱 野 泰 嘉

ほか

### 1 和解案に対する回答

仲介委員から提示を受けた本和解案を受諾します。

東電に対し、本件事故による甚大な被害状況を真摯に受け止め、本件集団申立を一日も早く解決すべく、本和解案を受諾するよう求めます。

### 2 回答の理由

#### (1) 本件集団申立は浪江町民の約73%が参加

本件集団申立は、浪江町が町民1万5000人余りを代理し、東電による謝罪、原状回復のほか、本件事故により発生した精神的苦痛に対する慰謝料の増額支払いを求めて和解仲介手続を申し立てた事案です。

申立人の人数は全町民の約73%にあたり、そのほとんどは本件集団申立で

初めて原発ADRを申し立てた人たちでした。つまり、東電やその事故対応に不満を抱きつつも、目先の生活の確保や未経験の手続きへの戸惑いから原発ADRを利用することができず、我慢を強いられていた人たちが、町民のかなりの部分を占めていたといえます。

## (2) 本和解案は町民の被害状況をふまえた重い判断

原子力損害賠償紛争審査会は、平成23年8月5日、いわゆる「中間指針」を策定しましたが、本来、原賠法18条2項3号に基づく必要な原子力損害の調査を行うべきところ、早期の基準提示を優先して被害状況を確認するための現地視察や住民への直接聞き取りなどの十分な調査を実施せず、交通事故の最低基準である自賠責保険の入通院慰謝料を基準に、さらにそこから引き下げたかたちで、慰謝料月額10万円としました。ところが、その後避難が長期化してもこの指針の妥当性は再検討されることはありませんでした。

本件原発事故という未曾有の事態により全町避難を余儀なくされ、家族や地域から引き離され、被曝の不安におびえ、過酷な避難生活を強いられているにもかかわらず、交通事故の最低基準より低いというのは、浪江町民の被害状況をまったくわかっていないからだ。その思いが、本件集団申立の原点でした。

そのため、本件集団申立では、仲介委員に浪江町民の被害状況を知ってもらい、その上で適切な判断をしてもらうことに重点を置きました。

まず、浪江町民の被害状況をまとめるため、浪江町民約1万人のアンケートを集計、分析して「浪江町被害実態調査報告書」を作成し、提出しました。

また、申立直後から、仲介委員に現地調査の実施を求め、1月31日に、仲介委員の仮設住宅及び浪江町全域の現地調査を実施しました。

さらに、福島と東京で口頭審理を行い、申立人らから仲介委員に対し、浪江町民の被害状況を直接訴えました。

そして、仲介委員は、浪江町と町民の被害状況をふまえて、本和解案を提示

しました。つまり、本和解案は、浪江町と町民の被害状況を十分に調査し、把握した上でのものであり、その意味で、中間指針後の避難者の置かれた状況を直接に把握してなされた内容で、極めて重い判断であるといえます。

(3) 本和解案は全員一律増額に価値がある

浪江町・弁護団としても、本和解案について完全に満足しているわけではありません。

コミュニティ破壊による精神的苦痛については正面から判断してもらっていませんし、単身高齢者や被曝不安についても積み残しのままです。増額の期間や金額などについても不満がないわけではありません。

しかし、本件集団申立が浪江町が町民を代理して申し立てているという性質から、浪江町は、当初から一貫して「全員一律増額」を主張してきたところ、本和解案は、この「全員一律増額」の主張を正面から認めるものであり、この点だけでも、とても価値があるといえます。

(4) 東電は本和解案を受諾する責任がある

他方で、東電は、本件集団申立において、慰謝料増額には申立人らの個別具体的な事情を検討する必要があるとして、一貫して全員一律増額を否定してきました。

しかしながら、1万5000人余りの個別事情の主張・立証には膨大な時間がかかり、およそ不可能です。

そもそも、原発ADRは、原発事故被害にかかる紛争について大量かつ簡易・迅速な解決を目的として設置されたものであり、本件集団申立のように集団的・画一的な判断ができるものについては、積極的に救済を行うべきです。

中間指針も「本件事故による原子力損害の当面の全体像を示すものである」とした上で、東電に対し「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されない

ということのないよう」注意を促しています。

さらに、東電は、平成26年1月15日に政府に認定された「新・総合特別事業計画」において、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策について「3つの誓い」の1つとして「和解仲介案の尊重」を掲げ、「原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化などに引き続き取り組む」としています。また、同事業計画では「東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADRの和解案を尊重する」とも述べています。

そのため、東電は、本和解案を受諾する責任があるといえます。

(5) 東電は本和解案を受諾し、一日も早い解決を

本件集団申立後、申立人らのうち139名、集団申立参加希望者をあわせれば177名が、すでに死亡しています。

また、申立人らのうち75歳以上の高齢者は2500名以上おり、町民説明会では、高齢者から本和解案を聞いてよかった、早く解決して欲しいという発言もありました。

申立人らは、5月24日時点で、15,358人、98%が本件和解案に同意しています。

そのため、浪江町は、仲介委員から提示を受けた本和解案を受諾することに決定しました。

そして、東電に対し、本件事故による甚大な被害状況を真摯に受け止め、本件集団申立を一日も早く解決すべく、本和解案を受諾するよう求めます。

以 上